

# 香川県報



第 94 号

平成 12 年

11月24日(金曜日)

## 目次

ページ

### 告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知 (林務課 一)
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅 (水産課 一)

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 (商工政策課 二)
- 土地改良事業の適否決定 (土地改良課 二)
- 県営土地改良事業計画の変更 (〃 〃)

## 告 示

●香川県告示第七百六十一号  
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成十二年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 一 解除に係る保安林の所在場所

大川郡大川町田面字上村一〇五六の六、一〇六九の一、一〇六九の三、一〇七九の三、一〇八〇の九

### 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

### 三 解除の理由 道路用地とするため

### ●香川県告示第七百六十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、平成八年香川県告示第八百七十二号による保険に付すべき

義務は、平成十二年十一月二十一日限り消滅したので公示する。

平成十二年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

三崎加入区

## 公 告

### ●香川県公告第五百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。  
 平成十二年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十二年香川県公告第三百四十四号

### 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ多度津ショッピングセンター

仲多度郡多度津町北鴨二丁目六二七番地ほか

### 三 法第八条第一項の規定により多度津町から聴取した意見の概要

届出内容については、問題ない。

### 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

#### 1 意見書を提出した者

多度津商工会議所

#### 2 意見の概要

届出内容については、問題ない。ただし、開店後、生活環境へ予想外の影響が生じた場合には、速やかに必要な追加的対応策を講じること。

### 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

#### 1 縦覧場所

香川県商工労働部商工政策課

多度津町役場産業課

2 縦覧期間

平成十二年十一月二十四日(金)から同年十二月二十五日(月)まで

●香川県公告第五百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十二年十一月十三日適当と決定し、その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十二年十一月三十日から二十日間縦覧に供する。

平成十二年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
大川町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)昭南地区	大川町役場
〃	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業)美池地区	〃

●香川県公告第五百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業(原営ため池等整備事業(ため池整備工事)端岡地区)計画を平成十二年十一月十六日変更した。  
その関係書類を国分寺町役場において平成十二年十一月三十日から二十日間縦覧に供する。

平成十二年十一月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀